

2012年9月10日 全4頁

総合取引所などに関する金商法改正法成立

2012年金商法改正関連シリーズ

金融調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2012年9月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院本会議で可決され、成立した。
- 主な改正事項としては、インサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し、いわゆる総合取引所の実現に向けた制度整備、店頭デリバティブ規制の整備などが盛り込まれている。
- インサイダー取引規制、課徴金制度については、公布日から1年以内の政令指定日、総合取引所については1年6ヶ月以内の政令指定日、店頭デリバティブ規制については3年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

金商法改正法、成立

2012年9月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」¹（以下、金商法改正法という）が衆議院本会議で可決され、成立した²。

これは、2011年12月にとりまとめられた金融審議会の「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書³や、2012年2月に公表された「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」⁴などを踏まえて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

なお、いわゆる公募増資に関連したインサイダー取引に係わる問題への対応は、現在、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において審議されており⁵、今回の金商法改正法には盛り込まれていない。

¹ 提出時の法案は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) に掲載されている。

² 参議院本会議は、既に2012年7月27日に通過している（参議院先議であったため）。

³ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1.html) に掲載されている。なお、拙稿「インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告」（2012年2月9日付レポート）も参照。

⁴ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120224-2.html>) 参照。

⁵ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/insider_h24/siryu/20120731.html) 参照。

金商法改正法のポイント

金商法改正法の主なポイントをまとめると次のようになるだろう。

1. インサイダー取引規制の見直し

①組織再編による保有株式の承継

◇合併又は会社分割（注1）による保有株式等の承継も、インサイダー取引規制の対象とする。

◇合併、会社分割、事業譲渡によって保有株式等が承継される場合であっても、承継資産に占めるその保有株式等の帳簿価額の割合が低い場合などは適用除外とする。

②自己株式の交付

◇合併等の対価としての自己株式交付（注2）を適用除外とする。

2. 課徴金制度の見直し

①虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用

◇発行会社等が有価証券報告書等の虚偽記載を行った場合、これに加担した外部協力者も課徴金の対象とする。

②課徴金に係る調査権限に「出頭命令」を追加

◇課徴金に関する調査権限として、事件関係人・参考人に対する（質問権限等に加えて）出頭命令権限を追加する。

③不公正取引に関する課徴金の対象拡大

◇金融商品取引業者等以外の者（注3）が、他人の計算で不公正取引をした場合も、課徴金の対象とする。

3. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

①規制・監督

◇金融商品取引法上のデリバティブ取引の原資産である「金融商品」に、一定の「商品」（注4）を追加する。

◇金融商品取引法上の「金融商品市場」において「商品関連市場デリバティブ取引」を行うことができるものとする。（「総合的な取引所」は、金融商品取引法に基づき金融所管官庁が所轄。）

◇「商品関連市場デリバティブ取引」のみしか行わない市場は、「金融商品市場」の定義に含まない。（商品のみしか扱わない商品取引所は、商品先物取引法に基づき商品所管官庁が所轄。）

◇金融所管官庁と商品所管官庁の協議・連携を図る。例えば、次の手続を整備する。

—商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対する免許などについて、あらかじめ商品市場所管大臣と協議し、その同意を得なければならない。

—金融商品取引所から報告を受けた商品関連市場デリバティブ取引に関する一定の事項を商品市場所管大臣に通知。

②業者規制

◇商品関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理などを第一種金融商品取引業と位置づける。（証券会社が商品デリバティブ取引に参加可能。）（注5）

◇金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格（商品取引参加者）を設けることができる。

◇商品関連市場デリバティブ取引の自己取引は、金融商品取引業の範囲から除外される。（前項とあわせて、商社、事業者等の自己取引を行う者も金融商品取引所における商品関連市場デリバティブ取引の取引参加者となることができる。）

◇商品取引参加者に対して金融所管官庁が検査権、処分権等を有する。

③その他

◇商品関連市場デリバティブ取引についても、従来の市場デリバティブ取引と同様の不公正取引規制を適用する。

4. 店頭デリバティブ規制の整備（注6）

◇一定の店頭デリバティブ取引（特定店頭デリバティブ取引）について、金融商品取引業者等に対して、一定の電子取引システムの使用を義務付ける。

◇前項の電子取引システムを提供する者は、その電子取引システムを使用して行われた特定店頭デリバティブ取引について、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

（注1）事業譲渡による保有株式等の承継は、現行法の下でもインサイダー取引規制の対象と解されている。

（注2）組織再編の対価としての新株発行は、現行法の下でもインサイダー取引規制の対象外と解されている。

（注3）金融商品取引業者等が他人の計算で不公正取引をした場合は、現行法の下でも課徴金の対象とされている。

（注4）「当面、コメ等を除く」とされている（金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成24年3月）p.1（注）。金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/setsume.pdf>）に掲載されている）。

（注5）商品関連市場デリバティブ取引のみを取り扱う場合、財務基準を現行の商品先物取引法と同様とすることで「商先業者も円滑に『総合的な取引所』での取引に参加可能」とすることが予定されている（金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成24年3月）p.1参照）。

（注6）いわゆる清算集中、取引情報蓄積機関への報告は、2010年改正で措置済み。

予定される施行日

金商法改正法の施行日は、次のように予定されている。

1. インサイダー取引規制の見直し	}	公布日から1年以内の政令指定日
2. 課徴金制度の見直し		
3. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備		公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
4. 店頭デリバティブ規制の整備		公布日から3年以内の政令指定日

なお、金商法改正法については、次のレポートも参照されたい。

拙稿「M&Aを巡るインサイダー規制の見直し」（2012年4月20日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12042001securities.html>

拙稿「粉飾等の外部協力者に対する課徴金の新設」（2012年5月7日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12050701securities.html>

拙稿「店頭デリバティブの電子取引システム義務付け」（2012年5月7日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12050702securities.html>

拙稿「総合取引所に関する金商法改正案」（2012年6月6日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12060601securities.html>